

滋賀県における有識者との懇談会及び講演会、一日公正取引委員会
並びに独占禁止法教室の開催について

平成26年9月10日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくため、滋賀県大津市において、経済界等から有識者をお招きし、公正取引委員会事務総長との懇談会を開催します。また、これに引き続き公正取引委員会事務総長による講演会を実施します。

これに併せて、独占禁止法等の普及啓発を図るため、大津市において、「一日公正取引委員会」及び当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催します。

開催日時等については、下記のとおりです。

記

1 有識者との懇談会（別紙1参照）

- (1) 日時 平成26年11月12日（水）10:00～11:30
- (2) 場所 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 3階「特別会議室」
- (3) 出席者 有識者10名程度
公正取引委員会 事務総長 中島 秀夫 ほか

2 公正取引委員会事務総長による講演会（別紙2参照）

- (1) 日時 平成26年11月12日（水）13:00～14:30
- (2) 場所 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 2階「207会議室」
- (3) 講師 公正取引委員会 事務総長 中島 秀夫
- (4) テーマ 「成長の基盤たる競争政策と公正取引委員会」

※ 講演会はどなたでも参加できます（参加費無料、定員80名（先着申込み順））。参加御希望の方は、申込書（別紙2参照）又は電話（下記参照）により事前にお申し込みください。

3 一日公正取引委員会（別紙3参照）

- (1) 日時 平成26年11月12日（水）10:00～16:15
- (2) 場所 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 3階「304会議室」ほか
- (3) 内容 ・消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会（参加無料）
・下請法説明会（参加無料）
・消費者セミナー（参加無料）
・地方自治体等向け官製談合防止法研修会（参加無料）
・独占禁止法・下請法・消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談コーナー（無料）

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課

電話 06-6941-2173（直通）

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

4 中学生向け独占禁止法教室（別紙4参照）

- (1) 日 時 平成26年11月10日（月）2～4時限目 9：45～12：20
- (2) 場 所 滋賀大学教育学部附属中学校（大津市昭和町10番3号）

懇談会，講演会，一日公正取引委員会（「独占禁止法・下請法・消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談コーナー」を除く）及び中学生向け独占禁止法教室は，報道関係者の皆様のカメラ撮影，傍聴取材が可能です。御希望の場合には事前に上記問い合わせ先まで御連絡ください。

有識者との懇談会

公正取引委員会は、競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくために、滋賀県大津市において、経済界、マスコミ等の有識者と公正取引委員会事務総長との懇談会を下記のとおり開催します。

記

1 日 時 平成26年11月12日（水）10:00～11:30

2 場 所 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 3階「特別会議室」
（大津市におの浜1-1-20）

3 出席者

(1) 有識者（予定）

（敬称略・五十音順）

石 田	晃 朗	滋賀経済同友会	代表幹事
大 塚	敬一郎	滋賀県商工会議所連合会	副会長
川 瀬	重 雄	滋賀県商工会連合会	会長
坂 口	康 一	一般社団法人滋賀経済産業協会	会長
土 井	裕 明	特定非営利活動法人消費者ネット・しが	理事長
中 野	桂	滋賀大学 経済学部	教授
馬 場	章	びわ湖放送株式会社	代表取締役社長
宮 川	孝 昭	滋賀県中小企業団体中央会	会長
宮 崎	君 武	大津板紙株式会社	代表取締役社長

※ 以上の有識者のほか、株式会社京都新聞社滋賀本社からも出席予定。

(2) 公正取引委員会

中 島	秀 夫	公正取引委員会	事務総長
高 橋	省 三	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所	所長
山 本	大 輔	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所	総務管理官

「成長の基盤たる競争政策と公正取引委員会」

企業が競争することによって、消費者のニーズに応じて商品・サービスがより充実していき、消費者の利益が増大します。また、企業は、このように消費者ニーズに対応する中で競争力が高まり、ひいては日本経済全体の活性化につながります。このように、競争の促進は、経済社会の基本となっております。また、企業間の競争においては、企業がどのようなことをしてもいいというものではなく、公正なルールの下で行われることが重要です。

公正取引委員会は、独占禁止法・下請法・消費税転嫁対策特別措置法の執行等を通じて、公正で活力ある経済社会の実現に貢献しています。

平成25年度において、価格カルテル、入札談合、優越的地位の濫用といった行為に積極的に対処し、延べ181名の事業者に対して総額約302億円の課徴金納付命令を行いました。

また、近年、取引上の強い立場を利用して、一方的に不当な協賛金を要求したり、正当な理由なく下請代金を一方的に減額するといった、中小事業者に不当な不利益を与える行為が跡を絶ちません。公正取引委員会は、こうした行為を取り締まり、下請事業者が受けた不利益を回復させるなど、公正な取引慣行を推進しています。

さらに、平成26年4月から消費税率が引上げられましたが、大規模小売業者などによる取引先に対する消費税の転嫁拒否行為（買ったたき）について、平成26年9月1日時点で、合計7件の是正勧告を行い、その旨を公表したところです。今後も引き続き、消費税の転嫁拒否等の行為に対して迅速かつ厳正に対処していくとともに、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告・公表を積極的に行うこととしております。

このような公正取引委員会の活動内容を広く知っていただくとともに、公正取引委員会に対するご意見・ご要望等をお伺いするため、大津市において、「成長の基盤たる競争政策と公正取引委員会」と題して、公正取引委員会の中島事務総長による講演会を下記のとおり開催いたします。是非とも、この講演会にご出席くださいますようご案内いたします。

〔なお、当日は、皆様からの独占禁止法・下請法・消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談・質問を無料で受け付けるコーナーを設けますので、どうぞご利用ください。〕

記

1 **日時**：平成26年11月12日（水）13：00～14：30

2 **場所**：ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 2階 207会議室

大津市におの浜1-1-20

3 **テーマ**：「成長の基盤たる競争政策と公正取引委員会」

4 **講師**：公正取引委員会 事務総長 中島 秀夫

（経歴）平成21年6月 公正取引委員会事務総局 審査局長

平成24年9月 同 経済取引局長

平成26年1月 公正取引委員会 事務総長

5 **定員**：80名（参加料無料，先着申込み順）



講演会参加申込書（FAX 06-6943-7214）

会社名等			
連絡先	部課名・氏名	電話番号	
出席者名	①	②	③

* 必要事項をご記入いただき、本葉のみをそのままFAXしてください。また、ご記入いただいた個人情報は、本目的以外に使用することはありません。

* ご不明な点などございましたら、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所（電話06-6941-2173）坂本・山根までお問い合わせください。

大津市における「一日公正取引委員会」の開催について

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等（別添 1 参照）を置き、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法の適切な運用や相談対応に努めておりますが、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所（大阪市所在）では、今年度、大津市において、「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 12 日（水） 10：00～16：15
- 2 場 所 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター
（大津市におの浜 1-1-20）
- 3 内 容 （別添 2 参照）
 - (1) 消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会（参加無料）
（11：00～12：00 2階「205会議室」）
 - (2) 下請法説明会（参加無料）
（14：45～16：00 3階「305会議室」）
 - (3) 消費者セミナー（参加無料）
（14：45～16：15 2階「205会議室」）

※ 上記(1)～(3)の説明会・消費者セミナーはどなたでも参加できます。
別添 3 「説明会・消費者セミナー参加申込書」に必要事項を御記入の上、
11月7日(金)までにファクシミリでお申し込みください。

- (4) 地方自治体等向け官製談合防止法研修会（参加無料）
（14：45～16：00 2階「204会議室」）
- (5) 独占禁止法・下請法・消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談コーナー（無料）
（10：00～16：00 3階「304会議室」）

公正取引委員会事務総局の配置一覧

名 称	所在地	管轄（都道府県）
本局	東京都	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県
北海道事務所	札幌市	北海道
東北事務所	仙台市	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
中部事務所	名古屋市	富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県
近畿中国四国事務所	大阪市	福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所	広島市	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
近畿中国四国事務所四国支所	高松市	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州事務所	福岡市	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県

名 称	所在地	管轄（都道府県）
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市	沖縄県



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

近畿中国四国事務所
一日公正取引委員会

in 大津

【開催日】 平成26年11月12日（水）

【場 所】 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター（大津市におの浜1-1-20）

説明会・研修会



<報道機関の取材可>

- 『消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会』
11:00～12:00（2階：205会議室）
- 『下請法説明会』
14:45～16:00（3階：305会議室）
- 『地方自治体等向け官製談合防止法研修会』
14:45～16:00（2階：204会議室）

消費者セミナー



<報道機関の取材可>

- 14:45～16:15（2階：205会議室）
- ・ 私たちが安くて良い商品を買えるワケ
（競争の大切さを実感できるシミュレーションゲームや分かりやすい独占禁止法違反事例を紹介します。）
- ・ 保育分野における“競争”って？
（保育分野に関する調査報告書を紹介しします。）

相談コーナー&展示コーナー



- 10:00～16:00（3階：304会議室）
- ・ 職員が、独占禁止法、下請法及び消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談に応じます。
（～相談無料～お気軽に御利用ください。）
- ・ パンフレット類の配布，広報パネル展示



みんな
来てね！

公正取引委員会キッズ向け
マスコットキャラクター
「どっきん」

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
総務課 坂本、山根

TEL：06-6941-2173

FAX：06-6943-7214

ホームページアドレス：

http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター）所在図

住 所：大津市におの浜1-1-20

電 話：077-527-3315

交 通：JR大津駅からバス約8分「ピアザ淡海」下車，タクシー約5分
JR膳所駅から徒歩約12分
京阪電車石場駅から徒歩約5分
名神大津インターから約7分
地下駐車場77台（有料）



付近図



※送信表は必要ありません。

開催日：平成26年11月12日（水）

場 所：大津市におの浜1-1-20

ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 総務課 宛て

(FAX 06-6943-7214)

説明会・消費者セミナー参加申込書

参加希望説明会・セミナー名 (□にチェックを付してください)	<input type="checkbox"/> ①消費税の転嫁拒否等の行為に関する説明会 (11:00~12:00 2階 205 会議室)	<input type="checkbox"/> ②下請法説明会 (14:45~16:00 3階 305 会議室)	<input type="checkbox"/> ③消費者セミナー (14:45~16:15 2階 205 会議室)
会社名 (団体名) 等			
出席者名			
電話番号			

※ 同一社(団体)から複数御出席される場合には、2人目以降の方を下表に御記入ください。

また、2人目以降の方が参加希望される説明会・セミナー(①消費税の転嫁拒否等の行為に関する説明会、②下請法説明会、③消費者セミナー)にチェックを付してください。

出席者名		① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/>
出席者名		① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/>
出席者名		① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/>
出席者名		① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/>
出席者名		① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/>

※ この申込書に御記入いただいた個人情報は、説明会・消費者セミナー業務以外の目的には使用いたしません。

※ 定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします(当方からの連絡がない場合は、そのまま御来場ください。)

大津市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

公正取引委員会は、将来を担う中学生に独占禁止法の役割を学んでもらうために、平成14年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（次頁参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成26年11月10日（月）
2時限目 9：45～10：30
3時限目 10：40～11：25
4時限目 11：35～12：20
- 2 場 所 大津市昭和町10番3号
滋賀大学教育学部附属中学校
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- 4 対象者 滋賀大学教育学部附属中学校 第3学年生徒
（3クラス、各クラス40名程度）
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済と競争の方法、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、事前に次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課
電話 06-6941-2173（直通）
ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室（出前授業）のご案内

公正取引委員会では、実務経験を積んだ公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣して、独占禁止法の役割や市場経済の仕組み、競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室の授業内容は、生徒が企業経営者の立場になって、ライバル企業よりも多くの消費者に販売できるような販売方法等を考え、競争の必要性を学ぶシミュレーションゲーム、学習指導要領に準拠して作成した副教材や身近な事例などを用いて分かりやすく説明していきます。また、公正取引委員会の模擬立入検査、模擬事情聴取を実演します。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

ステップ1：キーワードを学習

「独占禁止法」、「市場経済」、「競争」等のキーワードを示して、授業における理解目標を認識し、独占禁止法の概要、市場経済の仕組み、競争の必要性等を総合的に理解する。



ステップ2：シミュレーションゲーム

クラスを仮想電気街と想定し、販売店グループと消費者グループに分け、販売店が価格競争やサービス競争等を行い、消費者を獲得するというシミュレーションゲームを実践し、競争の必要性、競争による消費者のメリットを理解する。



ステップ3：身近な事例紹介

身近な商品・サービス等について、「カルテル」などの独占禁止法違反行為事例を紹介し、日常生活との結び付きを実感し、問題意識を高める。



ステップ4：模擬立入検査・模擬事情聴取

生徒や先生にも参加してもらい、独占禁止法違反のおそれのある企業に対して、公正取引委員会が立入検査や事情聴取を行うという実演を行い、参加しながら、公正取引委員会の役割を理解する。

